亀山市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（議会の議決事件） 第１３条　法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。 （１）亀山市総合計画条例（平成２７年亀山市条例第２４号）第２条第３号に規定する基本計画 （２）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針	（議会の議決事件） 第１３条　法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事件は、亀山市総合計画条例（平成２７年亀山市条例第２４号）第２条第３号に規定する基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。